

議案第47号

公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、別紙協議書のとおり杉戸町の公共下水道を幸手市の住民の利用に供させることについて同町と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

杉戸町の公共下水道を幸手市の住民の利用に供させることについて、同町と協議したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、この案を提出するものである。

杉戸町公共下水道の幸手市民の利用に関する協議書（案）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定に基づき、杉戸町の公共下水道を下記のとおり幸手市の住民の利用に供させる。

記

- 1 施設の名称
杉戸町公共下水道
- 2 施設の場所
杉戸町高野台東一丁目5番12地先
- 3 施設の流入区域
幸手市大字上高野字慶作前2071番1及び2072番1
- 4 流入区域見取図
別紙のとおり
- 5 経費の負担
杉戸町公共下水道の利用に係る排水設備の維持管理（排水設備及び除外施設の変更等を含む。）については、法令並びに杉戸町の条例及び規則の定めるところにより利用者が負担するものとする。
- 6 利用の条件
使用料は、杉戸町の条例及び規則の定めるところによるものとし、幸手市は、使用料の算定基礎となる水道水の使用水量を、検針月ごとに杉戸町に報告し、同町が使用料を利用者から徴収する。
- 7 その他の事項
この協議書に定めがない事項について疑義が生じたときは、双方協議して定める。

以上のとおり協議内容に合意した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

杉戸町長 窪 田 裕 之

幸手市長 木 村 純 夫

